§10 諸制度と形式上の正義 — 学習カバー

本日はセクション10.第2章のはじめ(目安15分)

- 1. 穴埋め(§10)のキーワードを確認(7語)。
- 2. 鍵ページに入力して解錠。
- 3. クイズを開いて回答。

鍵ページ

• URL: https://aketn.github.io/rawls3/sec10.html

QRコード (鍵ページURL)



第2章

はじめに

正義論第一部第2章は下記10章から成る。

- 第10節諸制度と形式上の正義
- 第11節正義の二原理
- 第12節第二原理の複数の解釈
- 第13節デモクラティックな平等と格差原理
- 第14節公正な機会均等と純粋な手続き上の正義
- 第15節 予期の基礎としての社会的基本財
- 第16節 関連する社会的地位
- 第17節 平等を求める傾向
- 第18節個人に関する原理-公正の原理
- 第19節個人に関する原理-自然本性的な義務

第2章において、ロールズは諸制度に関する正義の二原理と諸個人に対する種々の原理とを論 じ、さらに2つの原理の意味を説明している。ロールズは

正義の理論そのものを二つの主要な部分に分けることができよう。(1)初期状態の解釈およびその場で選択対象となりうる各種の原理の定式化、(2)そうした諸原理の中から実際に何が採択されるかを確証する議論、との二つにである。(p. 75, l. 2-4)

とし、(1) の側面に着目する。初期状態の解釈を取り上げ、この章で考察される諸原理が実際に承認されることを示す論証には、次の章で着手する。この章では、正義の主題としての制度および形式上の正義の概念、手続き上の正義に三つの種類があること、善の理論が占める位置、正義の諸原理が平等主義的であるとはどういう意味なのか、などのトピックを扱う。

§10. 諸制度と形式上の正義

社会正義の諸原理の第一義的な主題は、社会の基礎構造、すなわち社会の主要な制度をひとつの協働の枠組みへと編成した様態であり、それらの原理は、制度内の権利と義務の割り当てを律し、社会生活便益と負担の適切な分配を決定するという役割を負っている。これら二種類の諸原理は(制度/個人という)別々の主題に適用されるものであって、別個独立に論じる必要がある。その

ため制度に関する正義の諸原理は、個人および(特定情況における)人びとの行為に適用される諸 原理と混同されてはならないとロールズは考えた。

さて、制度とは<権利や義務、権限や免責特権などをもって職務および地位を規定する、諸 ルールの公共的体系>であると、理解するとしよう。そうしたルールは、許容しうる行為形態 と禁止された行為形態とをはっきりと区別し、許容もしくは禁止を指示する。さらにルール違 反が生じた場合には、特定の罰則と抗弁権などをも提供する。諸制度(より一般的には社会的 な実践・慣行)の事例として、ゲームと儀礼、裁判と議会、市場と所有システムを念頭におく ことができるだろう。(p76 1 4-8)

制度を考察する仕方について、ロールズは二通りを示している。

- 1. 抽象的な対象として、つまり諸ルールの体系によって表される可能な振る舞いの形態として。
- 2. そうしたルールが指定する諸行為が(ある時と所における、ある人びとの思想と振る舞いという形をとって)具現化したものとして。

以上二通りである。制度は当該の制度によって指定された諸行為が、制度を規定するルールの体系 は従われるべきだとする公共的な理解に根ざして、規則正しく履行されている場合に特定の時と所 に存在する。

具体例

議会の諸制度一定の人びとが<自分たちの振る舞いは遵守すべきルールと合致している>という互いの理解に関する相互承認を伴いながら、適切な行為を遂行し、要求通りの仕方でそうした活動に従事している場合に、特定の時と所に存在する。

10.1 制度の本質と正義の評価

制度および社会の基礎構造なるものが〈諸ルールの公共的体系〉である

→それらのルールとルールが 規定する活動への参加とを合意がもたらしたとすれば、その場合に 当事者として了解しているはずの事項を制度に関与している全員が知っている。

制度を動かすルールの〈公示性〉に基づいて、その制度に関与する人びとは(相互に予期しあえる)おのおのの振る舞いに対する制限がどのようなものか、許容されうる行為はどのような種類のものかについて確実に知ることができる。相互予期の中身を決定するための、共通の基礎が存在するからである。また、共有された正義構想によって事実上統制される〈秩序だった社会〉においては、何が正義にかなっており何が正義にもとるかに関する公共的な理解もまた存在する。(p77115-p7812)

制度には、それを成り立たせる構成ルール(constitutive rules)とそれを利用するための戦略や格率(strategies and maxims)が区別されるべきだとロールズは考える。構成ルールは制度内の権利や義務を定めるが、戦略や格率は人々が制度を目的に応じて活用する方法を示すもので、制度そのものの構成要素ではない。制度を設計・改革するには、その枠組みと望ましい行動形態の両方を検討する必要がある。理想としては、制度のルールが個人の関心に沿って行動を導き、結果的に社会正義にかなう望ましい結果を生むように設計されるべきであるとした。こうした協調・調整をベンサムは〈諸利害を人為的に一致させること〉だと考え、アダム・スミスはこれを〈見えざる手〉の仕業とみなした。

さらに(1) 単一のルール(あるいは一群のルール)、(2) ひとつの制度(あるいはその主要部分)、そして(3) 社会システム全体の基礎構造という三者を、それぞれ区別してもよかろう。(p79 1 4-5)

この区別が重要なのは、個々のルールや制度が正しく見えても、それらを組み合わせた社会システムが不正になることがあるからである。逆に、あるルールや制度が不正でも、全体としては正義にかなっている可能性もある。

不正義とは、個々の諸制度が単一のシステムへとどのように結合されるのかの帰結のひとつなのである。 $(p80\ 1\ 1-2)$

つまり、不正義とは単独のルールや制度の問題ではなく、それらがどのように結びついているかという構造的な問題として現れるものである。この区別は、制度を狭い文脈(個別)と広い文脈(全体)から評価することの重要性を示している。

正義の概念はすべての制度に適用されるわけではなく、儀礼のように通常は評価の対象外とされるものもある。しかし、広範な制度には立ち入らず、社会の基礎構造と主要制度に関心を絞っている。ある社会では、私たちが不当と感じる原理が「正義」として機能しており、それに基づく制度が公正かつ一貫して運営されていれば、〈形式上の正義(formal justice)〉と呼ばれる。しかし、それだけでは〈実体的正義(substantive justice)〉は保証されない。奴隷制や差別制度が公平に運営されていても、正義とは言えない。とはいえ、形式上の正義には恣意的な扱いを抑え、人々の予測可能性を支える力がある。そのため、制度が不完全でも、公正な運用は一定の価値を持つ。形式上の正義と実体的正義が結びついているかどうかを判断するには、まず実体的正義の原理と、それが人々に受け入れられる条件を明らかにする必要があるとロールズは考えた。

確認クイズ(§10 諸制度と形式上の正義)

- 1. 社会の基礎構造とは、社会の主要な制度を 72 へと編成した様態である。
- 2. 制度は 73 などをもって職務・地位を規定する 74 である。
- 3. 〈形式上の正義〉は運用の 75 を、〈実体的正義〉は 76 を要請する。
- 4. 制度を成り立たせるのは 77 であり、制度の活用に関わるのは 78 である。
- 5. 不正義は、個々の制度ではなく 79 の帰結として現れる。

- 72 ひとつの協働の枠組み
- 73 権利や義務、権限や免責特権
- 74 諸ルールの公共的体系
- 75 公正さ・一貫性
- 76 原理そのものの正当性
- 77 構成ルール
- 78 戦略や格率
- 79 制度同士が単一システムへ結合される仕方
- 80 平等な基本的諸自由の最も広範な制度枠組み
- 81 各人の相対的利益になる
- 82 全員に開かれた地位や職務に付帯
- 83 逐次的順序
- 84 第一原理が第二原理に先行
- 85 政治的自由・言論の自由・良心の自由・思想の自由・人身の自由
- 86 所得・富の分配
- 87 職権と責任の格差を活用した組織設計
- 88 自然本性的自由の体系
- 89 リベラルな平等
- 90 自然本性的な貴族制
- 91 デモクラティックな平等
- 92 効率性原理
- 93 格差原理
- 94 才能に開かれたキャリア
- 95 公正な機会均等
- 96 効率性原理
- 97 才能に開かれた職業選択
- 98 公正な機会均等原理
- 99 公正な機会均等原理
- 100 格差原理
- 101 不遇な人々の予期
- 102 鎖状のつながり
- 103 緊密な接合
- 104 最も不遇な人の福祉の最大化
- 105 社会的・経済的利得
- 106 制限
- 107 完全な手続き
- 108 不完全な手続き